官

①農林水産省令第二十七号

る。 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法 (昭和二十五年法律第百五十一号)

栗成十一年四月十五日

重十五 コロンビア共和国から発送され、他の ミネオラ」に改め、付表に次のように加える。 の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(付表第三十五に掲げるものを除く。)」を の下に(対表第二十五年農林省令第 をで、レモン、 の下に(対表第二十五年農林省令第 をいる。)」を をいる。

が 見

準に適合しているもの

ヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基地域を経由しないで輸入されるイエローピタ

この省令は、公布の日から施行する。